

令和 6 年第 1 回定例会

## 防災環境産業委員会資料

- 1 令和 5 年度 県出資法人等経営評価結果の概要について . . . . . 2
- 2 令和 6 年度 県民生活環境部主要施策体系 . . . . . 3

令和 6 年 3 月 1 4 日  
県 民 生 活 環 境 部

## ○令和5年度 県出資法人等経営評価結果の概要について

### 【県全体】

評価区分	法人数 (構成比)	令和4年度 法人数との比較
概ね良好	24 (75%)	—
改善の余地あり	4 (13%)	▲1
改善措置が必要	3 (3%)	—
大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要	1 (3%)	—
合計	32	▲1

(注) 1 法人数

・対象外となった法人 ▲1法人

(社福) 茨城県社会福祉事業団 (R4評価: 改善の余地あり)

2 評価区分に変更があった法人 なし

### 【県民生活環境部】

評価区分	法人数 (構成比)	出資法人名
概ね良好	2 (67%)	・ (公財) いばらき文化振興財団 ・ (一財) 茨城県環境保全事業団
改善の余地あり	0 (0%)	—
改善措置が必要	1 (33%)	・ 鹿島共同再資源化センター (株)
大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要	0 (0%)	—
合計	3	—

# 令和6年度 県民生活環境部主要施策体系

## 1 生活関連施策

- (消費生活の安全確保)
  - 消費者行政強化対策費
  - 消費生活センター運営費
  - 消費者行政推進費
- (安全なまちづくりの推進)
  - 交通安全対策事業
  - 犯罪・性暴力被害者支援事業
  - 防犯対策事業
- (男女共同参画の推進)
  - 男女共同参画の総合的推進
  - ダイバーシティ推進センター事業
  - ダイバーシティ推進・啓発事業
- (多文化共生・県民協働の推進)
  - 国際化・多文化共生社会推進事業
  - 地域日本語教育の体制づくり推進事業
  - 旅券事務費
  - 茨城助け合い運動推進事業
  - 県民活動推進事業

## 2 文化・スポーツ 関連施策

- (文化振興施策の推進)
  - 茨城県芸術祭開催事業
  - 文化の担い手育成事業
  - いばらき文化芸術創造・発信事業
  - アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業
- (スポーツ振興施策の推進)
  - 県生涯スポーツ推進事業
  - りんりんスクエア土浦施設運営費
  - サイクルツーリズム推進事業
  - つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業

## 3 環境関連施策

- (地球温暖化対策等の推進)
  - 環境学習支援事業
  - 環境保全県民運動推進事業
  - 気候変動対策推進事業
  - いばらきエコスタイル広報啓発事業
  - CO<sub>2</sub>削減自発的実践促進事業
  - 事業所向け省エネ対策推進事業
  - 再生可能エネルギー普及推進事業
  - 自立・分散型エネルギー設備導入補助事業
  - 電気自動車等充電設備整備事業

— (自然環境の保全・活用等)  
自然公園施設管理整備事業  
筑波山快適空間創造事業  
生物多様性保全推進事業  
鳥獣保護対策事業

— (循環型社会づくりの推進)  
循環型社会形成  
一般廃棄物対策  
産業廃棄物対策  
不法投棄対策  
産業廃棄物処理施設確保対策  
いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業

— (霞ヶ浦などの湖沼環境の保全)  
浄化槽普及推進事業  
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業  
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業  
霞ヶ浦・北浦等アオコ対策事業  
霞ヶ浦環境体験学習推進事業  
牛久沼水質保全対策事業  
潤沼水質保全対策事業  
水環境調査研究事業

— (身近な地域環境の保全)  
大気汚染監視観測対策事業  
水質汚濁監視観測事業  
騒音・振動対策事業  
化学物質管理対策事業  
土壌汚染防止対策事業

令和6年第1回定例会

## 防災環境産業委員会資料

### 1 主な事務事業等の経過

- (1) アクアワールド茨城県大洗水族館の営業状況等について・・・・・・・・・・ 2
- (2) 百里基地における日米共同訓練（訓練移転）の実施について・・・・・・・・ 3
- (3) ダイバーシティ推進・啓発事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) スポーツ施策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 2 令和6年度県民生活環境部主要施策の概要

- (1) 国際化・多文化共生社会推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 令和6年度森林湖沼環境税活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 新最終処分場整備関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### 3 令和6年第1回定例会提出議案の概要

- (1) 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (参考) 条例改正議案・新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

令和6年3月14日  
県民生活環境部

# アクアワールド茨城県大洗水族館の営業状況等について

生活文化課

## 1 4月～2月の入館者数の状況

11カ月間の入館者数は約111万人であり、昨年度及びコロナ禍前（R1）の同期間よりも増加。

4月～2月の入館者数

R1	1,020,174人
R2	570,826人（コロナ禍による休館4/11～5/17）
R3	714,416人（コロナ禍による休館8/6～9/30）
R4	1,101,551人
R5	1,113,013人

## 2 冬以降の誘客促進策

### （1）時節にちなんだイベント

#### ① 新春アクアワールド（12/27～1/21）

アシカと高校生による書道パフォーマンス（12/27）やアシカによる餅つきなどを実施。

#### ② フグに特化したイベント（2/3～3/3）

2/9のフグの日になみ、ハコフグなど約20種類の特別展示やフグの仲間マンボウにダイバーが水中で給餌する特別な「マンボウウォッチング」などを実施。

#### ③ バレンタインナイト（2/10（土）の夜間営業）

館内2カ所で、県内外で活躍する演奏家によるミニコンサートを開催。プレゼント付きペアチケットも販売。

※ チケット550枚完売（うちペアチケット120枚）

### （2）地域連携イベント

令和6年大洗町「二十歳の集い」を水族館で開催（1/7）し、特別な演出のイルカ・アシカライブやイワシのパフォーマンス（IWASHI LIFE）により、参加者128名を祝福。

### （3）観光拠点としてのPR

営業戦略部主催で、台湾インバウンドの誘客プロモーションのため、渡辺直美さん（台湾いばらき宣伝大使）との交流イベントを開催（2/24）。イベントの様子が台湾及び日本の複数のメディアに掲載。



高校生との書道パフォーマンス



マンボウウォッチング



大水槽前でのコンサート



「IWASHI LIFE」特別演出



渡辺直美さんとの交流イベント

## 3 今後の誘客促進策

#### ① クラゲエリアのリニューアル（3/20～）

約10,000匹のミズクラゲが揺れ動く「くらげ365」に、新たな映像演出と季節ごとに変化する香りの演出を追加し、没入感を高め、「美しき新世界」としてリニューアル。

#### ② サメの飼育種類数日本一の強みを活かしたイベント

サメが主人公のwebアニメとのコラボイベントの開催



「くらげ365」リニューアルイメージ

# 百里基地における日米共同訓練（訓練移転）の実施について

生活文化課

## 1 日米共同訓練（訓練移転）の概要について

概要	在日米軍飛行場周辺地域の負担軽減のために、平成 18 年に日米で合意された日米ロードマップに基づき、在日米軍飛行場から百里基地等へ移転して実施される日米共同訓練（12 回目。前回実施：令和 4 年 11 月）
期間	令和 6 年 1 月 29 日（月）～2 月 8 日（木） ※深夜・早朝及び休日は訓練なし
場所	百里沖空域
参加部隊	米 軍：第 35 戦闘航空団（三沢）（F-16×12 機程度、人員 160 名程度） 日本側：第 7 航空団（百里）（F-2×8 機程度）
訓練内容	戦闘機による訓練等

## 2 国の対応について

- (1) 現地対策本部を令和 6 年 1 月 25 日（木）に設置し、訓練中、戦闘機の離発着等に応じて随時、県や地元市町に対し、情報提供。
- (2) 防衛省により周辺市町（かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町）の合計 11 地点において騒音調査を実施。  
その結果、百里基地における過去の共同訓練や通常訓練と比較し、特異な結果は発生していないと、北関東防衛局から説明を受けた。

## 3 県の対応について

- (1) 事前説明時（令和 5 年 12 月 26 日）、北関東防衛局企画部次長らに次の事項を申し入れ。
  - ・ 県及び地元市町への十分な情報提供
  - ・ 訓練中の事故防止の徹底
  - ・ 騒音による被害の低減
  - ・ 米軍による事故や事件の防止の徹底
- (2) 訓練期間中
  - ・ 知事部局、警察本部の関係各課で連絡共有体制を構築。
  - ・ 地元市町等と情報を共有するとともに、県ホームページに情報を掲載。

# ダイバーシティ推進・啓発事業について

女性活躍・県民協働課

## 1 県内企業等におけるD&Iの推進

### (1) 「いばらき Diversity&Inclusion」の開催

- ・開催日時 令和6年2月21日(水) 13:00～15:30
- ・開催場所 茨城大学水戸キャンパス (図書館本館)
- ・参加者 70名
- ・内容 第1部：公募により選定した5社のモデル企業への取材を行った大学生リポーターが、各モデル企業のD&Iの取組事例を紹介  
第2部：モデル企業ごとのブースを設置し交流会を実施
- ・令和5年度モデル企業 (5社)  
関東道路(株)、(株)鈴木ハーブ研究所、鈴縫工業(株)、日東電気グループ、(株)ライフサポート山野



【学生リポーターによる発表】



【モデル企業ブースでの交流会】

### (2) 企業コンサルティングの実施

- ・令和5年度コンサルティング導入企業 (5社)  
(福) 仁心会、朝日精密ゴム(株)、海老根建設(株)、三桜工業(株)、  
(福) 尚生会
- ・内容 専門家による3回のコンサルティングを実施しD&Iの取組を推進
- ・成果 外国籍人材の登用や企業のD&I取組方針策定、職員へのアンケート実施による企業の意識改革など、各企業におけるD&Iの推進につながった。

## 2 D&Iについて学べるWebゲームの公開

若年層を中心とした幅広い世代に、D&Iへの興味と、理解を深めること目的に、D&I普及啓発コンテンツ(Webゲーム)の第2弾を制作・公開

- ・公開日 令和5年12月12日(火)
- ・タイトル ダイバーシティへの旅2024  
～七つの島の番人(モンスター)～
- ・プレイ回数 14,324回(令和6年2月末時点)





# スポーツ施策の推進について

スポーツ推進課

## 1 サイクリング関連イベントについて

### (1) 茨城デスティネーションキャンペーン

「茨城デスティネーションキャンペーン」期間中のサイクリング関連企画は全体で58件の催行が企画されたほか、各ルートの利活用推進協議会において、誘客促進の取組（ブース出展等）を展開。



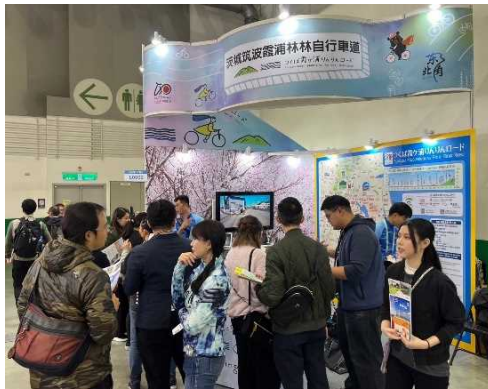
#### ○ルート別イベント数

つくば霞ヶ浦りんりんロード	29
大洗・ひたち海浜シーサイドルート	10
奥久慈里山ヒルクライムルート	12
その他	7

### (2) 台北サイクル出展

台湾最大のサイクルショーに出展し、本県のサイクルツーリズムをPRした。

- ・開催日 令和6年3月6日（水）～9日（土）
- ・場 所 南港エキシビジョンセンター（台湾・台北市）
- ・主 催 台湾貿易センター（TAITRA）（日本のジェトロに相当）



## 2 今後の誘客イベント

### (1) 土浦レイクサイドバイクロア

自転車レースやキャンプなどの様々なアクティビティが楽しめ、地元の食事や物販も充実した総合野外イベント。

（水質浄化とサイクリングとのイベントも実施）

- ・実施日 令和6年3月16日（土）、17日（日）
- ・場 所 霞ヶ浦総合公園
- ・主 催 株式会社アトレ ※県補助事業イベント



## (2) CYCLE MODE TOKYO出展

国内最大のサイクルショーに、本県のサイクルルートの紹介のため各ルートの協議会  
加入市町村と協力してブースを出展。

- ・開催日 令和6年4月6日(土)～7日(日)
- ・場 所 東京ビッグサイト
- ・主 催 サイクルモード実行委員会



## 3 「大学野球オリジナルフレッシュリーグ」の開催について

東京6大学硬式野球チーム等の1、2年生を中心とした「オリジナルフレッシュリーグ」について、新たに本県で「スプリングリーグ」を開催し、県内大学・高校との交流試合や選手による地域交流プログラムを実施することでスポーツを通じた地域活性化を図る。



大会HP



### 【大会概要】※入場無料

会場 日時	ひたちなか市 ひたちなか市民球場	水戸市 ノーブルホームスタジアム水戸	笠間市 笠間市民球場	龍ヶ崎市 TOKIWAスタジアム龍ヶ崎
3/22 (金)	11:00 アストロ vs 白鷗		筑波 vs 常磐	ウェルネス vs 流通経済
	14:00 アストロ vs 法政		筑波 vs 立教	慶應義塾 vs 流通経済
3/23 (土)	9:30 土浦三高 vs 慶應義塾	水戸一高 vs 筑波	東洋大牛久高 vs 法政	竜ヶ崎一高 vs 立教
	12:30 常磐 vs 慶應義塾	水戸桜ノ牧高 vs 東京	ウェルネス vs 法政	流通経済 vs 立教
	15:30	<b>地域交流プログラム</b>		
	中学生向け野球教室 阿字ヶ浦クリーンアップ活動 地元グルメエクスカースョン	高校生向け野球教室 大学生による進路相談会 地元企業とのクリーン活動	中学生向け野球教室 車いすソフトボール体験会	高校生向け野球教室 中学生とのスポーツ体験会
3/24 (日)	9:30 勝田工高 vs 常磐	水戸葵陵高 vs 筑波	東京 vs 白鷗	江戸川取手高 vs ウェルネス
	12:30 流通経済 vs 法政	慶應義塾 vs 筑波	東京 vs アストロ	立教 vs ウェルネス
	15:30	大会終了		

参加チーム：県外大学5校、県内大学4校、県内高校8校、アストロプラネッツ

## 主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 女性活躍・県民協働課

<b>事業名又は議案の名称</b>	国際化・多文化共生社会推進事業										
<b>1 予算額</b>	27,409千円										
<b>2 現況・課題</b>	本県の令和5年6月末現在の在留外国人数は過去最多となっており、今後更に増加する見込みである。 外国人が地域社会の一員として日本人と共生できるよう、外国人向けの相談体制や情報提供の充実などに取り組んでいく必要がある。										
<b>3 必要性・ねらい</b>	急速な人口減少や少子高齢化が進む中、日本語への理解が十分でない外国人も本県に安心して暮らせる環境を整備するため、母語による相談・支援体制を充実させ、外国人から選ばれる茨城づくりを推進する。										
<b>4 事業の内容</b> （事業フロー、年次別・全体計画等）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進（14,977千円）【新規】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人コミュニティで活躍する方を「IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定し、外国人向けの母語による相談支援や情報提供を実施（サポーターの役割）</li> <li>生活の困りごとや地域生活のルールなどをアドバイス</li> <li>災害等の緊急情報やイベント等の情報を SNS 等により伝達</li> </ul> </li> <li>2 専門家相談会の開催（3,940千円）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の日常生活における様々な問題を解決するため、弁護士、行政書士、社会保険労務士等の専門家による出張無料相談会を外国人が多く住む県南・県西地域を中心に年2回から年5回に拡充</li> </ul> </li> <li>3 その他の支援等（8,492千円）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウクライナ避難民の支援、災害時の外国人支援研修</li> </ul> </li> </ol>										
<b>5 参考事項</b> （過去の実績、他県の状況、関連データ等）	○県内の在留外国人数（単位：人） <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">H25</td> <td style="padding: 5px;">R2</td> <td style="padding: 5px;">R3</td> <td style="padding: 5px;">R4</td> <td style="padding: 5px;">R5</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">51,107</td> <td style="padding: 5px;">72,287</td> <td style="padding: 5px;">71,121</td> <td style="padding: 5px;">81,478</td> <td style="padding: 5px;">85,858</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※2023年以前は12月末現在の人数、2023年は6月末現在の人数</p> ○サポーター認定数（令和6年3月11日現在） 30人（17か国・地域、17言語）	H25	R2	R3	R4	R5	51,107	72,287	71,121	81,478	85,858
H25	R2	R3	R4	R5							
51,107	72,287	71,121	81,478	85,858							



# 国際化・多文化共生社会推進事業

【R6当初予算額 27百万円】  
(R5当初予算額 10百万円)

県民生活環境部女性活躍・県民協働課  
多文化・協働G (029-301-2174)

県内に居住する外国人の方が安心して暮らせる環境を構築するため、相談・支援体制の充実に取り組めます。

## 1 IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進 (15百万円) 【新規】

- ・外国人の方に対する母語による支援を行うため、外国人コミュニティで活躍する方をサポーターとして認定
- ・外国人の方の身近な相談への対応、災害やイベント等の情報の提供を実施



〔第1回サポーター認定式の様子  
2024年1月17日(水)〕

## 2 専門家相談会の開催 (4百万円)

- ・外国人の方が多く住む県南・県西地域を中心に弁護士などの専門家による相談会を拡充 (年2回→年5回)



〔災害時外国人支援研修の様子〕

## 3 その他の支援等 (8百万円)

- ・ウクライナ避難民の日本語学習等の支援
- ・災害時の外国人支援に向けた研修の開催

## 主要事業等の概要（案）

県民生活環境部環境政策課

<b>事業名又は議案の 名 称</b>	いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業																		
<b>1 予 算 額</b>	17,010千円																		
<b>2 現況・課題</b>	<p>フードロスが社会的な課題となっている中、本県では、事業系フードロスを削減するため、フードロスを抱える事業者を対象としたマッチング支援やリサイクル飼料化の研究などに取り組んできた。これらの成果を踏まえ、今後、事業者における活動を一層促進し、フードロスのさらなる削減を図る必要がある。</p>																		
<b>3 必要性・ねらい</b>	<p>事業系フードロスのさらなる削減に向け、食品製造工程で発生する残渣を飼料等に再資源化する民間事業者の取組を支援するとともに、食品業界と連携して賞味期限間近の食品や規格外農作物等の活用を促進する。</p>																		
<b>4 事業の内容</b> (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1 食品残渣のリサイクルに取り組む事業者の支援【新規】 10,000千円 食品製造工程で発生する残渣を飼料等にリサイクルするための設備等の整備や実証を支援 【補助対象者】 食品残渣のリサイクルに取り組む事業者 【補助対象経費】 リサイクルに必要な設備等の整備や実証の経費 【補助率】 1 / 2以内 【補助上限額】 5,000千円</p> <p>2 フードロス削減モデルの開拓・実践拡大【継続】7,010千円 ・推進協議会を立ち上げて業種別に共通の取組を促進 ・マッチング支援コーディネート窓口の運営 ・取組アイデアコンテストの開催 ・先進事例をPRして県内に展開</p>																		
<b>5 参考事項</b> (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【参考データ】 フードロス削減目標（県総合計画）と実績（R6年1月末日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標（トン）</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>実績（トン）</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R4	R5	R6	R7	計	目標（トン）	30	60	90	120	300	実績（トン）	30	55	—	—	85
年度	R4	R5	R6	R7	計														
目標（トン）	30	60	90	120	300														
実績（トン）	30	55	—	—	85														



# いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業

【R6当初予算額 17百万円】  
(R5当初予算額 11百万円)

県民生活環境部環境政策課環境企画G (029-301-2933)

事業系フードロスのさらなる削減に向け、食品残渣のリサイクルを行う事業者への支援を強化するとともに、食品業界と連携して賞味期限間近の食品や規格外農作物等の活用を促進します。

## 1 食品残渣のリサイクルに取り組む事業者の支援（10百万円）【新規】

食品製造工程で発生する残渣を飼料等にリサイクルするための設備等の整備や実証を支援

【補助対象者】 食品残渣のリサイクルに取り組む事業者

【補助対象経費】 リサイクルに必要な設備等の整備や実証の経費

【補助率】 1 / 2 以内

【補助上限額】 5百万円

## 2 フードロス削減モデルの開拓・実践拡大（7百万円）

- ・ 推進協議会を立ち上げて業種別に共通の取組を促進
- ・ マatching支援コーディネート窓口の運営
- ・ 取組アイデアコンテストの開催
- ・ 先進事例をPRして県内に展開



## 令和6年度森林湖沼環境税活用事業(案)

### I 森林の保全・整備

(単位:千円)

事業名〔担当課〕	主 な 事 業 内 容	歳出額	うち税充当額
<b>(1) 自立した林業経営による適切な森林の整備・管理</b>		1,020,900	755,900
いばらきの森再生事業 〔林業課〕	・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が行う再造林、間伐等に対する補助	750,000	505,000
いばらき林業トップランナー育成支援事業 〔林政課〕	・ICT等を活用したスマート林業による生産能力の向上に取り組む経営体の育成に対する補助等	150,000	130,000
種苗生産体制整備事業 〔林業課〕	・再造林拡大に伴う種子の需要増に応じた採種圃の整備、コンテナ苗の生産に係る技術改良	3,100	3,100
いばらき木づかいチャレンジ事業 〔林政課〕	・モデルとなる非住宅建築物の木造化に係る補助等	117,800	117,800
<b>(2) 森林環境の保全</b>		210,838	210,838
海岸防災林機能強化事業 〔林業課〕	・海岸防災林における松くい虫被害対策	155,000	155,000
森林・林業体験学習促進事業 〔林政課〕	・森林・林業体験学習の実施	35,300	35,300
筑波山ブナ林保護対策事業 〔環境政策課〕	・筑波山におけるブナ林の保護対策	20,538	20,538
<b>計</b>		1,231,738	966,738

### II 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全

事業名〔担当課〕	主 な 事 業 内 容	歳出額	うち税充当額
<b>(1) 生活排水等対策</b>		678,923	641,227
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業 〔環境対策課〕	・高度処理型浄化槽設置に対する補助、単独処理浄化槽等からの転換に伴う宅内配管工事費補助等	384,163	384,163
湖沼水質浄化下水道接続支援事業 〔下水道課〕	・市町村が行う下水道への接続支援に対する補助	150,300	150,300
農業集落排水施設接続支援事業 〔農地整備課〕	・市町村が行う農業集落排水施設への接続支援に対する補助	26,000	26,000
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業 〔環境対策課〕	・無利子融資制度による排水処理施設の設置促進や水質保全相談指導員の配置等による工場、事業場の立入検査等	118,460	80,764
<b>(2) 農地・畜産対策</b>		53,210	53,210
良質堆肥広域流通促進事業 〔畜産課〕	・良質堆肥等を生産するための家畜排せつ物処理施設等の整備への補助や、堆肥等の流域外流通の取組支援	53,210	53,210
<b>(3) 県民意識の醸成</b>		43,036	42,990
霞ヶ浦環境体験学習推進事業 〔環境対策課〕	・県内小中学生を主な対象とした霞ヶ浦湖上体験学習の実施	28,369	28,355
水質保全市民活動・環境学習等推進事業 〔環境対策課〕	・市民団体等による水環境保全活動への補助、自然観察会など環境学習の実施、環境学習の指導者の養成等	12,667	12,635
漁場環境・生態系保全活動支援事業 〔水産振興課〕	・ヨシ帯の保全活動等を行う漁業者等の団体への支援	2,000	2,000
<b>(4) 水辺環境の保全</b>		46,579	46,553
漁業による水質浄化機能促進事業 〔漁政課〕	・未利用魚の回収による窒素・リンの除去	15,475	15,475
釣り魚有効活用促進事業 〔環境対策課〕	・釣り人からの外来魚の回収と有効活用	3,000	3,000
アオコ対策事業 〔環境対策課〕	・霞ヶ浦流域や千波湖におけるアオコ回収等	3,500	3,500
霞ヶ浦水質環境改善事業 〔環境対策課〕	・霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究等	24,604	24,578
<b>計</b>		821,748	783,980

<b>合 計〔 I + II 〕</b>	2,053,486	1,750,718
----------------------	-----------	-----------

## 主要事業等の概要（案）

県民生活環境部資源循環推進課

事業名又は議案の 名 称	新最終処分場整備関連事業
1 予 算 額	6, 640, 700千円
2 現況・課題	<p>日立市諏訪町に整備する新産業廃棄物最終処分場について、令和8年度末の供用開始を目指し整備を進めていく。</p> <p>新最終処分場の整備・運営の主体である（一財）茨城県環境保全事業団が安定的に経営できるよう支援を講じることが求められる。</p>
3 必要性・ねらい	<p>循環型社会の形成や、本県産業の持続的な発展に不可欠な産業廃棄物最終処分場の安定的な確保に向けて、安全性を最優先とした地域と共生する施設整備を進める。</p> <p>また、新最終処分場の供用開始に向け、搬入車両の円滑な通行に必要な新設道路を整備する。</p> <p>併せて、地域振興に資する整備計画地周辺の道路整備を進める。</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1 新最終処分場整備推進事業【継続】 1,977,973千円 （一財）茨城県環境保全事業団への整備費に対する支援 ・新最終処分場の整備に対する環境省廃棄物処理施設整備交付金と同額を（一財）茨城県環境保全事業団へ出捐 【323,837千円】 ・新最終処分場の安定的な運営を図るため、同事業団に対して 長期貸付を実施〔貸付条件：償還期間23年、有利子〕 【1,645,800千円】</p> <p>2 新最終処分場周辺道路整備事業【継続】 4,662,727千円 ・山側道路から県道37号までを結ぶ新設道路の整備 ・県道37号改良（片側歩道整備、局部改良）、油縄子交差点改良 ※振替配当により土木部で実施（公共事業）</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	





# 新最終処分場整備推進事業

【R6当初予算額 1,978百万円】  
 (R5当初予算額 359百万円)

県民生活環境部資源循環推進課  
 新最終処分場整備室 (029-301-3015)

県内産業の安定した経済活動を支えていくため、地域との共生を目指した新たな産業廃棄物最終処分場整備に取り組みます。

## 新最終処分場の整備に対する支援等 (1,978百万円)

- ・ 国交付金と同額を（一財）茨城県環境保全事業団へ出捐（内訳 国：3.2億円、県：3.2億円）
- ・ 安定的な運営を図るため、同事業団へ長期貸付を実施〔貸付条件〕償還期間23年、有利子

○新処分場施設配置図 (R5.3月 基本設計)



○整備費及び財源計画 (億円)

	R6年度	総事業費見込
整備費	24.9	269
財源	国交付金	20
	県出捐金	20
	県貸付金	199
	自己資金	30

※ 総事業費見込にある財源については、国交付金の採択状況により変動する可能性あり

○新最終処分場整備スケジュール〔事業主体：（一財）茨城県環境保全事業団〕

工事	年度	R6	R7	R8	R9~
① 処分場 本体工事		工事（埋立地、浸出水処理施設）			供
② 管理棟等 建築工事		設計・ 積算	入札手続	工事（管理棟、展開検査場等）	用 開
③ 上下水道 整備工事		設計・ 積算	入札手続	工事（上下水道）	始

## 条 例（案） の 概 要

県民生活環境部生活文化課

<b>条例の名称</b>	茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】 (使用料の改定)																																												
<b>1 制定（改正）の理由・根拠</b>	使用料等については、原則3～4年毎に見直しを検討しているが、令和6年度が見直し時期にあたることから、改定作業を行ったところ、電気料金の高騰などを踏まえ、今回、県民文化センターの施設利用料金の改定を行おうとするもの。 使用料の見直しは、消費税改定による値上げを除き、平成12年以来。																																												
<b>2 制定（改正）の目的</b>	使用料の見直し年度にあたることから、電気料金の高騰等を踏まえ、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。																																												
<b>3 背景・必要性</b>	電気料金等が増加していることから、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。																																												
<b>4 内 容</b>	○使用料の改定内容 条例別表（第17条関係）の「1 施設利用料金」表の施設利用料金について改定を行うもの (主なもの) ・大ホール（平日、全日、営利目的） 164,400円 → 170,480円 ・小ホール（平日、全日、営利目的） 32,600円 → 33,790円																																												
<b>5 効果・影響</b>	・増収見込み額：2,310千円																																												
<b>6 施行日</b>	・令和6年10月1日																																												
<b>7 参考事項</b>	利用者及び収入支出の推移 <p style="text-align: right;">(単位：人、千円)</p>																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">利用者数</th> <th rowspan="2">収入</th> <th colspan="2">うち</th> <th rowspan="2">支出</th> <th rowspan="2">うち光熱水費</th> </tr> <tr> <th>利用料金収入</th> <th>指定管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td style="text-align: right;">609,734</td> <td style="text-align: right;">323,334</td> <td style="text-align: right;">108,423</td> <td style="text-align: right;">185,983</td> <td style="text-align: right;">297,781</td> <td style="text-align: right;">24,199</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td style="text-align: right;">513,727</td> <td style="text-align: right;">308,960</td> <td style="text-align: right;">95,232</td> <td style="text-align: right;">190,741</td> <td style="text-align: right;">303,348</td> <td style="text-align: right;">25,571</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td style="text-align: right;">129,695</td> <td style="text-align: right;">263,028</td> <td style="text-align: right;">39,881</td> <td style="text-align: right;">208,820</td> <td style="text-align: right;">252,392</td> <td style="text-align: right;">16,716</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td style="text-align: right;">237,272</td> <td style="text-align: right;">290,269</td> <td style="text-align: right;">69,650</td> <td style="text-align: right;">193,168</td> <td style="text-align: right;">285,945</td> <td style="text-align: right;">20,017</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td style="text-align: right;">339,509</td> <td style="text-align: right;">345,967</td> <td style="text-align: right;">93,220</td> <td style="text-align: right;">193,362</td> <td style="text-align: right;">324,258</td> <td style="text-align: right;">35,606</td> </tr> </tbody> </table>		利用者数	収入	うち		支出	うち光熱水費	利用料金収入	指定管理料	H30	609,734	323,334	108,423	185,983	297,781	24,199	R1	513,727	308,960	95,232	190,741	303,348	25,571	R2	129,695	263,028	39,881	208,820	252,392	16,716	R3	237,272	290,269	69,650	193,168	285,945	20,017	R4	339,509	345,967	93,220	193,362	324,258	35,606
	利用者数				収入	うち			支出	うち光熱水費																																			
		利用料金収入	指定管理料																																										
H30	609,734	323,334	108,423	185,983	297,781	24,199																																							
R1	513,727	308,960	95,232	190,741	303,348	25,571																																							
R2	129,695	263,028	39,881	208,820	252,392	16,716																																							
R3	237,272	290,269	69,650	193,168	285,945	20,017																																							
R4	339,509	345,967	93,220	193,362	324,258	35,606																																							

## 条 例（案） の 概 要

県民生活環境部環境対策課

<b>条例の名称</b>	茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】 (使用料の改定)																								
<b>1 制定（改正）の理由・根拠</b>	<p>使用料等については、原則3～4年毎に見直しを検討しているが、令和6年度が見直し時期にあたることから、改定作業を行ったところ、電気料金の高騰を踏まえ、今回、霞ヶ浦環境科学センターの使用料の改定を行おうとするもの。</p> <p>使用料の見直しは、消費税改定による値上げを除き、平成17年の供用開始後初。</p>																								
<b>2 制定（改正）の目的</b>	使用料の見直し年度にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。																								
<b>3 背景・必要性</b>	電気料金等が増加していることから、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。																								
<b>4 内 容</b>	<p>○使用料の改定内容</p> <p>条例別表（第8条関係）の使用料について改定を行うもの (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホール（全部を全日利用する場合） 16,350円→17,050円</li> <li>・研修室（全日利用する場合） 6,180円→6,460円</li> </ul>																								
<b>5 効果・影響</b>	・増収見込み額：27千円																								
<b>6 施行日</b>	・令和6年10月1日																								
<b>7 参考事項</b>	<p>利用者数、使用料収入等の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">利用者数</th> <th style="width: 20%;">使用料収入</th> <th style="width: 20%;">(参考) 電気料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>8,121人</td> <td>663千円</td> <td>44千円</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>8,329人</td> <td>673千円</td> <td>43千円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,817人</td> <td>382千円</td> <td>19千円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>907人</td> <td>446千円</td> <td>28千円</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,660人</td> <td>426千円</td> <td>55千円</td> </tr> </tbody> </table>		利用者数	使用料収入	(参考) 電気料金	H30	8,121人	663千円	44千円	R1	8,329人	673千円	43千円	R2	1,817人	382千円	19千円	R3	907人	446千円	28千円	R4	2,660人	426千円	55千円
	利用者数	使用料収入	(参考) 電気料金																						
H30	8,121人	663千円	44千円																						
R1	8,329人	673千円	43千円																						
R2	1,817人	382千円	19千円																						
R3	907人	446千円	28千円																						
R4	2,660人	426千円	55千円																						



茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第49号）新旧対照表

改正案										現行													
別表（第17条関係） 1 施設利用料金 (1) 大ホール  (単位 円)										別表（第17条関係） 1 施設利用料金 (1) 大ホール  (単位 円)													
区分		午前 (午前9 時から 正午ま で)	午後 (午後1 時から 午後5時 まで)	夜間 (午後6 時から 午後10 時まで)	午前・午 後 (午前9 時から 午後5時 まで)	午後・夜 間 (午後1 時から 午後10 時まで)	全日 (午前9 時から 午後10 時まで)	その他 (1時間 まで)			区分		午前 (午前9 時から 正午ま で)	午後 (午後1 時から 午後5時 まで)	夜間 (午後6 時から 午後10 時まで)	午前・午 後 (午前9 時から 午後5時 まで)	午後・夜 間 (午後1 時から 午後10 時まで)	全日 (午前9 時から 午後10 時まで)	その他 (1時間 まで)				
入 場 料 を 徴 収 し な い	営利、宣伝 その他これ らに類する	平日	38,160	58,530	73,790	96,690	132,320	170,480	15,520			入 場 料 を 徴 収 し な い	営利、宣伝 その他これ らに類する	平日	36,800	56,440	71,160	93,240	127,600	164,400	14,970		
	目的の催物	土・日曜 日、休日	49,610	75,060	96,690	124,670	171,750	221,360	20,340				目的の催物	土・日曜 日、休日	47,840	72,380	93,240	120,230	165,620	213,460	19,610		
		上記以外の 催物	平日	29,250	44,530	57,240	73,780	101,770	131,020	11,950				上記以外の 催物	平日	28,210	42,940	55,200	71,150	98,140	126,360	11,520	

い 場 合	土・日曜 日、休日	38,160	58,530	73,790	96,690	132,320	170,480	15,520			
	500円未満の 入場料を徴収 する場合	平日	34,320	54,700	68,700	89,020	123,400	157,720	14,370		
		土・日曜 日、休日	44,530	69,970	90,320	114,500	160,290	204,820	18,700		
	500円以上1,0 00円未満の入 場料を徴収す る場合	平日	38,160	58,530	73,790	96,690	132,320	170,480	15,520		
土・日曜 日、休日		49,610	75,060	96,690	124,670	171,750	221,360	20,340			
1,000円以上 の入場料を徴 収する場合	平日	43,250	67,430	85,230	110,680	152,660	195,910	17,820			
	土・日曜 日、休日	57,240	86,530	111,950	143,770	198,480	255,720	23,280			
(2) 小ホール  (単位 円)											
区分		午前 (午前9 時から 正午ま で)	午後 (午後1 時から 午後5時 まで)	夜間 (午後6 時から 午後10 時まで)	午前・午 後 (午前9 時から 午後5時 まで)	午後・夜 間 (午後1 時から 午後10 時まで)	全日 (午前9 時から 午後10 時まで)	その他 (1時間 まで)			

い 場 合	土・日曜 日、休日	36,800	56,440	71,160	93,240	127,600	164,400	14,970			
	500円未満の 入場料を徴収 する場合	平日	33,100	52,750	66,250	85,850	119,000	152,110	13,860		
		土・日曜 日、休日	42,940	67,470	87,100	110,410	154,570	197,510	18,030		
	500円以上1,0 00円未満の入 場料を徴収す る場合	平日	36,800	56,440	71,160	93,240	127,600	164,400	14,970		
土・日曜 日、休日		47,840	72,380	93,240	120,230	165,620	213,460	19,610			
1,000円以上 の入場料を徴 収する場合	平日	41,710	65,020	82,190	106,730	147,230	188,930	17,180			
	土・日曜 日、休日	55,200	83,440	107,960	138,630	191,400	246,600	22,450			
(2) 小ホール  (単位 円)											
区分		午前 (午前9 時から 正午ま で)	午後 (午後1 時から 午後5時 まで)	夜間 (午後6 時から 午後10 時まで)	午前・午 後 (午前9 時から 午後5時 まで)	午後・夜 間 (午後1 時から 午後10 時まで)	全日 (午前9 時から 午後10 時まで)	その他 (1時間 まで)			

					まで)	時まで)			
入場料を徴収しない場合	営利、宣伝その他これらに類する目的の催物	平日	9,270	11,820	12,700	21,090	24,520	33,790	3,820
		土・日曜日、休日	11,820	15,250	16,520	27,070	31,770	43,590	5,080
	上記以外の催物	平日	6,610	9,270	10,560	15,880	19,830	26,440	2,520
		土・日曜日、休日	9,270	11,820	12,700	21,090	24,520	33,790	3,820
500円未満の入場料を徴収する場合	平日	7,890	10,560	12,700	18,450	23,260	31,150	2,520	
	土・日曜日、休日	10,560	12,700	16,520	23,260	29,220	39,780	3,820	
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	9,270	11,820	12,700	21,090	24,520	33,790	3,820	
	土・日曜日、休日	11,820	15,250	16,520	27,070	31,770	43,590	5,080	
1,000円以上入場料を徴収する場合	平日	10,560	13,990	15,250	24,550	29,240	39,800	3,820	

					まで)	時まで)			
入場料を徴収しない場合	営利、宣伝その他これらに類する目的の催物	平日	8,940	11,400	12,250	20,340	23,660	32,600	3,680
		土・日曜日、休日	11,400	14,710	15,930	26,100	30,650	42,040	4,900
	上記以外の催物	平日	6,370	8,940	10,180	15,320	19,120	25,490	2,430
		土・日曜日、休日	8,940	11,400	12,250	20,340	23,660	32,600	3,680
500円未満の入場料を徴収する場合	平日	7,610	10,180	12,250	17,770	22,430	30,040	2,430	
	土・日曜日、休日	10,180	12,250	15,930	22,430	28,190	38,370	3,680	
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	8,940	11,400	12,250	20,340	23,660	32,600	3,680	
	土・日曜日、休日	11,400	14,710	15,930	26,100	30,650	42,040	4,900	
1,000円以上入場料を徴収する場合	平日	10,180	13,490	14,710	23,660	28,190	38,370	3,680	

取する場合	土・日曜日、休日	12,700	19,070	21,620	31,770	40,690	53,390	5,080
-------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

(3) ホール以外の室  
その1

(単位 円)

施設の名称等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	その他
	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後10時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後10時まで)	(午前9時から午後10時まで)	(1時間まで)
和室大	1,640	2,280	2,920	3,920	5,200	6,840	630
和室中	1,590	2,230	2,790	3,820	5,020	6,610	580
和室小	1,520	2,160	2,670	3,680	4,830	6,350	490
集会室 (1小間につき)	1,520	2,160	2,670	3,680	4,830	6,350	490
練習室	1,400	2,040	2,190	3,440	4,230	5,630	540
大 楽屋第1号室	890	1,020	1,520	1,910	2,540	3,430	370
ホ 楽屋第2号室	1,020	1,640	2,280	2,660	3,920	4,940	490
一 楽屋第3号室	1,020	1,640	2,280	2,660	3,920	4,940	490
ル 楽屋第4号室	1,890	2,670	3,170	4,560	5,840	7,730	750
楽屋第5号室	1,640	2,280	2,920	3,920	5,200	6,840	630
小ホール楽屋	1,640	2,280	2,920	3,920	5,200	6,840	630

取する場合	土・日曜日、休日	12,250	18,390	20,850	30,660	39,240	51,500	4,900
-------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

(3) ホール以外の室  
その1

(単位 円)

施設の名称等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	その他
	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後10時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後10時まで)	(午前9時から午後10時まで)	(1時間まで)
和室大	1,580	2,200	2,820	3,780	5,020	6,600	610
和室中	1,530	2,150	2,690	3,680	4,840	6,370	560
和室小	1,470	2,080	2,570	3,540	4,640	6,110	470
集会室 (1小間につき)	1,470	2,080	2,570	3,540	4,640	6,110	470
練習室	1,350	1,970	2,110	3,320	4,070	5,430	520
大 楽屋第1号室	860	980	1,470	1,830	2,440	3,300	360
ホ 楽屋第2号室	980	1,580	2,200	2,560	3,780	4,760	470
一 楽屋第3号室	980	1,580	2,200	2,560	3,780	4,760	470
ル 楽屋第4号室	1,820	2,570	3,060	4,390	5,620	7,450	720
楽屋第5号室	1,580	2,200	2,820	3,780	5,020	6,600	610
小ホール楽屋	1,580	2,200	2,820	3,780	5,020	6,600	610

その2		(単位 円)	その2		(単位 円)
施設の名称等		1日(午前9時から午後5時まで)	施設の名称等		1日(午前9時から午後5時まで)
県民ギヤ	入場料を徴収しない場合	19,070	県民ギヤ	入場料を徴収しない場合	18,390
ラリー	入場料を徴収する場合	22,890	ラリー	入場料を徴収する場合	22,070
展示棟ロビー		2,920	展示棟ロビー		2,820
展示室		2,920	展示室		2,820
一般展示室(1小間につき)		2,920	一般展示室(1小間につき)		2,820
予備室(一般展示室用)		1,020	予備室(一般展示室用)		980

茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正案								現行									
別表（第8条関係）								別表（第8条関係）									
（単位 円）								（単位 円）									
施設の区分	利用時間の区分	午前 (午前9時30分 から正午まで)	午後 (午後1時 から午後4時 まで)	夜間 (午後6時 から午後8時 まで)	午前・午後 (午前9時30分 から午後4時 まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後8時 まで)	全日 (午前9時30分 から午後8時 まで)	その他 (1時間 まで)	施設の区分	利用時間の区分	午前 (午前9時30分 から正午まで)	午後 (午後1時 から午後4時 まで)	夜間 (午後6時 から午後8時 まで)	午前・午後 (午前9時30分 から午後4時 まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後8時 まで)	全日 (午前9時30分 から午後8時 まで)	その他 (1時間 まで)
	多目的ホール	全部を利用する場合	4,690	6,440	3,930	11,140	12,350	17,050		1,960	多目的ホール	全部を利用する場合	4,500	6,180	3,770	10,680	11,840
	3分の2を利用する場合	3,170	4,370	2,630	7,540	8,300	11,470	1,300		3分の2を利用する場合	3,040	4,190	2,520	7,230	7,960	11,000	1,250
	3分の1を利用する場合	1,640	2,190	1,300	3,830	4,150	5,790	660		3分の1を利用する場合	1,570	2,100	1,250	3,670	3,980	5,550	630
	研修室	1,860	2,300	1,540	4,160	4,600	6,460	760		研修室	1,780	2,200	1,470	3,980	4,400	6,180	730
備考 「その他」とは、正午から午後1時まで、午後4時から午後6時まで又は午後8時から翌日の午前9時30分までの利用をいう。								備考 「その他」とは、正午から午後1時まで、午後4時から午後6時まで又は午後8時から翌日の午前9時30分までの利用をいう。									



令和6年第1回定例会

# 防災環境産業委員会資料

## 令和5年度県出資法人等経営評価結果について

(公財)いばらき文化振興財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(一財)茨城県環境保全事業団・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

鹿島共同再資源化センター(株)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和6年3月14日  
県民生活環境部

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等	左に係る対応
	<評価区分>					※( )書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	
	所管課						
1	(公財)いばらき文化振興財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和4年度は、コロナ禍からの回復傾向となり、指定管理施設の県民文化センターの利用者数は340千人(前期差102千人増)、大洗水族館の入場者数は、人気アニメとのコラボ等による新たな魅力の継続的な発信や屋外施設のリニューアル、「全国旅行支援」による後押しの効果もあり1,201千人(前期差402千人増)で歴代3位を記録した。経常収益は3,109百万円(前期差956百万円増)、当期経常増減額は439百万円(前期差420百万円増)となり、令和3年度に比べ大きく増加している。今後も収益確保に努めるとともに、効率性を高めるため、引き続き管理費の抑制に努められたい。</p> <p>文化振興事業については、引き続き、個性豊かな地域文化の創造を図るため、文化芸術活動の支援や多くの県民が質の高い文化に接する機会の提供に取り組まされたい。</p> <p>大洗水族館事業については、独自の商品開発を行うなど、民間の知見を生かした運営の成果が表れてきており、コロナ禍においても新しい取組を展開し、総入場者数は目標を上回る結果となった。今後も新たな客層の獲得に向け、利用者ニーズに応えた魅力ある海の総合ミュージアムとして運営されたい。</p>	<p>令和5年度の大洗水族館事業については、サメの飼育種類数日本一の強みを生かしたサメに特化したイベントや人気キャラクターとのコラボイベントの開催など、新たな魅力を発信し続け、入館者数は、開館年度に次いで最速で1,000千人に到達したところである。</p> <p>文化振興事業については、鑑賞者増や経費削減に努めながら、本県にゆかりのある新進演奏家等で編成した楽団による演奏会など、文化芸術活動の支援や文化に接する機会の提供に取り組んでいるところである。</p> <p>これらのことから、令和5年度の経常収益は、昨年度に引き続き黒字となる見込みである。</p> <p>令和6年度からは県民文化センター指定管理事業がなくなるものの、文化活動の支援や県民の文化芸術に接する機会の提供など、文化振興事業を引き続き実施するとともに、水族館事業において更なる魅力向上と誘客促進に取り組んでいくため、県としては、今後も持続可能な経営体制が維持できるよう、一層の収益確保に向けて支援するとともに、本県の文化振興に寄与できるよう指導していく。</p>
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
	<概ね良好>	資産	負債	正味財産			
	生活文化課	3,102,022千円	877,947千円	2,224,075千円			

番号	法人名 <評価区分> 所管課		決算状況等			総合的所見等 ※( )書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	2	(一財)茨城県環境 保全事業団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>法人は、設立目的に沿った運営がされており、令和4年度の当期経常増減額は、1,194百万円(前期比5.1パーセント増)となり、毎年度黒字を計上し、経営状態は良好である。管理費等については、改善は見られるものの、引き続き抑制に努められたい。併せて、現在の最終処分場の埋立てが進んでいることから、埋立終了時期を見据えた計画的な管理運営に努められたい。</p> <p>新産業廃棄物最終処分場の整備については、令和8年度末の供用開始を目指し、県が策定した「新産業廃棄物最終処分場基本計画」及び「基本設計」に基づき、地元の理解を得ながら、県と一体となって事業の推進に取り組まれたい。</p> <p>今後も、他の類似施設の経営ノウハウを積極的に取り入れるなど、より一層組織運営の健全性に努め、法人の設立目的に沿って積極的に環境保全活動に取り組まれたい。</p>
決算			前期正味 財産増減額	当期正味 財産増減額	正味財産 期末残高		
<概ね良好>		資産	負債	正味財産			
資源循環推進課		資産					
3	鹿島共同再資源化 センター(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和4年度は、落雷の影響で発電機が損傷し、発電電力の販売ができなくなったことから、売電収入の減少や買電費用の増加により、売上高は1,239百万円(前期差178百万円減)に減少し、経常損益は△239百万円(前期差265百万円減)となった(累積損失 令和4年度末 2,377百万円)。</p> <p>法人は、鹿島地方事務組合の新ごみ処理施設が令和6年4月に稼働予定であることから、当初の役割を終了したため、令和5年11月末に事業を停止し、施設の解体等を経て解散することとなった。</p> <p>今後は、施設の解体撤去や資産売却、残余財産の処分等について、関係機関と調整しながら、計画的に進められたい。</p>	<p>鹿島地方事務組合の新ごみ処理施設が令和6年4月に稼働予定であることから、当法人における処理量の約半数を占めるRDFの受入れが停止となり、鹿島地域(鹿嶋市・神栖市)における廃棄物処理施設としての役割を終えた。</p> <p>今後は、当法人において、施設の解体撤去や資産売却、解散・清算の法的手続等が円滑に進められるよう、指導していく。</p>
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
	<改善措置が必要>	資産	負債	純資産			
	資源循環推進課	資産					

令和6年第1回定例会

## 防災環境産業委員会資料

令和5年度 決算特別委員会

事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

令和6年3月14日

県民生活環境部

## 令和5年度 決算特別委員会 事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

### 【部局名：県民生活環境部】

No.	申し入れの項目 (担当課)	申し入れの内容	R 6 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	最終処分場の埋立て新方針について  (資源循環推進課)	エコフロンティアかさまの廃棄物受け入れに係る県の新方針について、地元エコフロンティアかさま福田地区対策協議会に対し、丁寧な説明を行うよう求める。	-	○エコフロンティアかさまの廃棄物受け入れに係る方針については、エコフロンティアかさま福田地区協議会の幹部に対して、令和5年8月に県から説明を行った。また、(一財)茨城県環境保全事業団を介して、当該方針を踏まえた対応等について様々な機会をとらえ説明を行っている。 ○引き続き、地元エコフロンティアかさま福田地区対策協議会に対し、丁寧な説明を行うよう努める。